

船橋市立二宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・学校教育目標の一つである「思いやりのある子」を受け、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を育てるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に資する児童の活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、学級活動、道徳の充実を図る。
- ・児童会の活動とタイアップして、あいさつ運動や「思いやりのけやき（いじめ防止運動）」を適時行うことで、豊かな情操を養い、風通しの良い環境を整える。

②早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- ・児童対象いじめアンケート調査を年3回実施する。（7月・12月・2月）
- ・いじめアンケート調査後は、教育相談週間を定め、児童と面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も積極的に活用し、相談体制を整備する。
- ・教育相談日を設定し、保護者へ学校だよりや学年だより等で予定を周知する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。
- ・ 日頃から子どもの人権に関する現代的諸問題への対応力を高めるよう努める。

④インターネット、SNSを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットやSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、児童及び保護者へ啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - < 構成員 > 校長、教頭、教務、いじめ防止対策主任(生徒指導主任)、人権教育担当、道徳教育推進教師、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭
 - < 活 動 > ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査・教育相談等)
 - ②いじめ防止に関すること
 - ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深めること
- < 開 催 > 月1回を定例会(生徒指導部会内「いじめ防止対策委員会」とする。
また、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

②いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(いじめ防止対策委員会)を設置する。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに SC・SWW等の関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 犯罪行為にあたるようないじめについては、警察署と連絡を取り、対応等の相談をする。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度に向けて改善を行う。

3 年間計画

月	いじめ防止対策	月	いじめ防止対策
4	いのちを大切にするキャンペーン (SOSの出し方に関する授業) いじめ防止対策委員会(定期)	10	いじめ防止対策委員会(定期)
5	いじめ防止対策委員会	11	いじめ防止対策委員会(定期)
6	情報モラル強化月間 いじめ撲滅宣言 いじめ防止対策委員会(定期)	12	学校生活アンケートの実施 アンケート結果に基づく教育相談 (必要に応じて学級指導を行う) いじめ防止対策委員会(定期)
7	学校生活アンケートの実施 アンケート結果に基づく教育相談 (必要に応じて学級指導を行う) 長期休業の過ごし方	1	長期休業明けの学級指導 いじめ防止対策委員会(定期)
8		2	学校生活アンケートの実施 いじめ防止対策委員会(定期)
9	長期休業明けの学級指導 いじめ防止対策委員会(定期)	3	アンケート結果に基づく教育相談 (必要に応じて学級指導を行う)

※児童会による、あいさつ運動やいじめ防止に向けた運動を適時行う。